

規制の事後評価書

法令の名称：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 163 号）

規制の名称：①バルティック海海域における旅客船からのふん尿等の排出規制強化（別表第二関係）
②船舶において使用される燃料油の硫黄分濃度の規制強化（第十一条の十関係）

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省総合政策局海洋政策課

評価実施時期：令和 7 年 3 月 21 日

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

①バルティック海海域における旅客船からのふん尿等の排出規制強化

平成 28 年 4 月の第 69 回海洋環境保護委員会において、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約付属書 VI（船舶からの汚水による汚染の防止のための規則）の改正案が採択された。そのため、バルティック海海域における、国際航海に従事する船舶のうち、旅客船からのふん尿及び汚水の排出は、ふん尿等浄化装置で処理したものを除き、禁止する。

②船舶において使用される燃料油の硫黄分濃度の規制強化

平成 28 年 10 月の第 70 回海洋環境保護委員会において、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約付属書 VI（船舶からの汚水による汚染の防止のための規則）の改正案が採択された。そのため、一般海域（バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域を除く海域をいう。以下同じ。）において、船舶が使用する燃料油中の硫黄の濃度の基準を、現行の 3.5 パーセント以下から 0.5 パーセント以下に強化する。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐おおむね想定どおり

■想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①による日本籍船が受ける不利益の防止効果	事前評価時	—
	事後評価時	条約締結国の港から退去させられることなく、日本国籍を有する船舶の条約締結国への円滑な入港が可能となる効果が事前評価時に想定されていた。 実際、条約締結国の港から退去させられたという報告は受けておらず、日本籍船が受ける不利益の防止効果はあったものと考えられる。
②による大気環境保全効果	事前評価時	—
	事後評価時	硫黄酸化物の排出量は硫黄分濃度にほぼ比例するため、規制対象船舶からの硫黄酸化物排出量は従前より減少し、大気環境保全に大きな効果があったと考えられる。 なお、令和3年度「船舶・航空機排出大気汚染物質の環境影響把握に関する検討委員会」※において、船舶燃料油中の硫黄分濃度規制の効果に関する検証を行い、2020年において、特定の海域でSO ₂ の濃度が約4割減少していることが確認されている。

※出典：中央環境審議会 大気・騒音振動部会（第17回）議事次第・資料

資料5-3「船舶の排出ガス対策について」 <https://www.env.go.jp/council/07air-noise/y070-17b.html>

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①の規制適合に係る費用	事前評価時	本規制で必要となるふん尿等を浄化する専用装置に係る費用は我が国において規制するか否かにかかわらず、バルティック海海域を航行する旅客船には同装置の設置が必要となるので、追加の遵守費用は発生しない。
	事後評価時	本規制拡充によって新たに装置を設置した船舶は確認されており、本規制に関して新たに発生した費用はない。
②の規制適合に係る費用	事前評価時	1キロリットルあたり約4,000円の追加費用が見込まれる。
	事後評価時	1キロリットルあたり約13,000円の追加費用※となっている。 また、規制導入に伴う燃料試験の実施により約1億円の追加費用が発生した。

※②規制適合に係る費用については、原油高や円安進行等により、事前評価時よりも燃料油の費用が高騰したため、推計値と実績値に差異が生じた。

■行政費用

		算出方法と数値
①の設備の検査に係る費用	事前評価時	船舶検査の際に船舶検査官による確認が行われるので対応するための費用が発生するが、現状の船舶検査の一部として行われるため、追加の費用は軽微である。
	事後評価時	事前評価時の想定と乖離はない。

■その他の負担

—

3 考察

- ・事前評価書に対する点検を踏まえて船舶において使用される燃料油の硫黄分濃度規制強化について、以下の対応をしている。
 - (1)大気環境保全効果の定量化を実施。
 - (2)規制導入に伴う燃料試験の実施費用を記載。
- ・条約上も同様の規制が継続しているうえ、海洋環境保全の観点で効果をあげている。
- ・一方で、②の規制適合に係る燃料費は事前評価時点での想定よりも高騰しているものの、これは石油需要の増大や円安等の影響によるものであり、遵守費用の高騰に際して当該規制について関係者からの反対意見や要望等はない。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。
- ・以上により、当該措置は継続することが妥当である。